

# 一般社団法人 日本 ITF テコンドー協会 倫理・懲戒規程

## 第1条 目的と意義

一般社団法人 日本 ITF テコンドー協会（以下「本会」という。）は 国内における ITF テコンドーの普及・振興と人々の心身の健全な発達への寄与という重要な役割に鑑み、ITF テコンドーにおける暴力行為その他の公序良俗に反する不適切な行為の根絶を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保するため、本会内に倫理委員会を設け、ここに倫理、懲戒規定を定める。

## 第2条 倫理委員会の構成員

- 1項. 倫理委員会は委員長を1名、委員を4名とし、その構成委員は本会理事会にて決定されその構成委員は基本的に本会役員および理事より選出されるが、内部隠蔽を疑われかねない事案と理事会にて判断される場合は会長名によって外部より法曹もしくは第三者機関に委ねることとする。
- 2項. 違反が疑われる事案者と利害が直接関係する者が理事や役員にいる場合、事態の健全な解決を図るため倫理委員会の構成要員にその該当する理事、役員は加えないものとし、委員4名に達しない場合は違反が疑われる事案者と利害関係のない要員を倫理委員会より招集し加える。
- 3項. 倫理委員会委員長の任期は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。
- 4項. 倫理委員会委員の任期は一事案解決ごとに満了する。

## 第3条 本規程の適用範囲

本規程の適用範囲は、以下のとおりとする。（1）本会の会長、副会長、理事長、理事、監事、事務局他各専門委員会委員（以下「本会役員」という）（2）指導資格を有する指導者（以下「有資格指導者」という）（3）本会の登録会員（以下「登録会員」という）

上記に示された者は法令および本協会倫理・懲戒規定を含む諸規程を遵守しなければならない。

#### 第4条 違反行為

第3条に規定された者による以下の行為を違反行為とする。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメントを行うこと(暴力・暴言)
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと(わいせつ・セクシュアルハラスメント)
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと(不適切な指導)
- (4) 国際テコンドー連盟（以下「ITF」という）のドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること(ドーピング・薬物)
- (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと(大会運営施設利用不適切行為)
- (6) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本会の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること(不適切経理)
- (7) 反社会的勢力と関係を有すること(反社会的勢力との関係)
- (8) 法令や本会および傘下都道府県連盟の会則規程その他の規程、処分等に違反すること(法令・規程違反)
- (9) 競技者、指導を受ける者その他に対して、妊娠・出産・育児等に関連したハラスメントを行うこと(マタニティハラスメント)
- (10) 競技者、指導を受ける者その他に対して、性的指向・性自認等に関連したハラスメントを行うこと(SOGIハラスメント)

- (11) その他 ITF テコンドーの品位を害し、又は本会の名誉を著しく害する行為(品位を汚す行為)
- (12) 本会役員および有資格指導者が職務上知り得た情報のうち、本会が公表を認めていない情報を漏洩することは違反行為とする。(守秘義務違反)

## 第5条 懲戒区分

1項、 違反行為を行った者は、その内容および情状に応じて次の区分により懲戒処分を受ける。

### (1) 本協会役員

- ① 注意 倫理委員会から口頭による注意を受ける
- ② 戒告 倫理委員会から文書による注意を受け始末書の提示を求められる
- ③ 停職 一定期間(3か月、6か月、12か月、2年)役員の職務を停止される
- ④ 解任 定款または規程等の手続きに則り解任され一般登録会員となる
- ⑤ 除名 定款または規程等の手続きに則り除名される
- ⑥ 永久除名 除名後の再登録が永久に容認されない

### (2) 有資格指導者および一般登録会員

- ① 注意 倫理委員会から口頭による注意を受ける
- ② 戒告 倫理委員会から文書による注意を受け始末書の提示が求められる
- ③ 登録停止 期間(1か月、3か月、6か月、12か月)を定めての登録者としての資格が停止される 併せて、有資格指導者に対しては期間を定めて(3か月、6か月、12か月、2年)の指導活動の禁止・競技者、団体会員に対しては期間を定めて(3か月、6か月、12か月、2年)の公式試合への参加が禁止される
- ④ 降格 本会内における指導資格(指導員、副師範、師範、師賢、師聖)が降格される
- ⑤ 指導資格剥奪 本会内における指導資格が剥奪され一般登録会員となる
- ⑥ 除名 本会の登録者としての資格が剥奪される

2項、 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。

3項. 登録会員が第1項(3)に掲げる処分を受けた場合には、傘下都道府県連盟による同一事案に対する処分は重ねては課されないこととする。

4項. 処分の基準は、下記別表のとおりとする (内部通報窓口)

	除名	指導・競技等停止	戒告	注意
暴力・暴言	○	○	○	○
猥褻・セクハラ	○	○	○	○
不適切な指導	○	○	○	○
ドーピング・薬物	○	○		
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○	○
不適切経理	○	○	○	○
反社会勢力との関係	○	○	○	
法令・規定違反行為	○	○	○	○
マタニティハラメント	○	○	○	○
SOGI ハラスメント	○	○	○	○
品位を汚す行為	○	○	○	○
守秘義務違反	○	○	○	○

※具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ、処分を決定する。過去において処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分すること。

## 第6条 事案対応

1項、 本協会は、違反行為の通報相談を受け付けるため、内部通報窓口を本会ホームページ

上に設置する。

- 2項、内部通報窓口は倫理委員会委員長があたり通報を受けた日付から14日以内に倫理委員会発動の為、本会役員と事案内容を共有するが、役員に事案関係者がいる場合はこの役員に事案内容は通知しない。

## 第7条 調査処分

- 1項、倫理委員会委員長は、違反行為が疑われる事案(以下「疑われる事案」という)を把握し、事実調査が必要と判断した場合、次項以下に定める基準により、対応すべき団体を決定のうえ、事実の調査および処分を行うものとする。

- 2項、次の事案については、本会が対応すべき事案とする。

- (1) 本協会により選考された強化選手が関与する事案
- (2) 本会の役員等が関与する事案
- (3) 本会傘下都道府県連盟等加盟団体の会長もしくはこれに準ずるものが関与する事案
- (4) 本会傘下都道府県連盟等加盟団体の懲戒処分を不服とする者の事案
- (5) 本会傘下都道府県連盟等加盟団体に明確な倫理および懲戒規定が設けられていない場合
- (6) 重傷害を与えるなど結果が重大な事案
- (7) 事案が複雑であるなどの理由で法曹資格者が関与すべき事案
- (8) 理事会が本協会に対応すべきと判断した事案

- 3項、前項以外の事案で、本会傘下都道府県連盟において対応することが適当と認められるものは、本会傘下都道府県連盟に対応を委ねる。

## 第8条 公正な事情聴取

事案の対応に当たっては通報の経緯等に配慮した適切かつ迅速な対応をとるように努めるとともに、通報者と対象者の言い分が異なる場合には、双方の言い分を十分に聴取するなど、通報者に対して適切な事情聴取、情報提供等を行うように努める。

## 第9条 調査団

- 1項、理事会は、本会に対応すべき事案について調査が必要と認めた場合は、直ちに倫理委員

会を通じて調査団を設置する。

2項、倫理委員会の調査団は、当該事案の調査を行い、事実認定の結果を倫理委員会委員長へ報告する。

## 第10条 懲戒会議

1項、倫理委員会委員長は調査報告を受けて処分が必要と認めた場合には懲戒会議を開催する。

2項、懲戒会議は倫理委員会が実施し、懲戒会議の議長は倫理委員会委員長が行う。

3項、懲戒会議議長は第5条4項にある別表に定める処分の基準を踏まえて審議を行い、処分案については多数決をもって決定することとする。

4項、懲戒会議は、処分の対象となった者に対して弁明の機会を与えなければならない。

5項、処分案は遅滞なく理事会に答申するものとする。

## 第11条 懲戒処分

会長は、倫理委員会の実施する懲戒会議の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。ただし、次の処分を行おうとするときは、懲戒処分に先立ち理事会の議決を経なければならない。

(1) 本会の役員等に対する処分

(2) 都道府県連盟等加盟団体の会長等に対する処分

(3) 1年を超える登録停止処分又は除名処分（処分の公表）

## 第12条 対外公表

本会会長名にて懲戒処分を行った場合は対外公表をするものとする。

## 第13条 不服申立て

1項、本会から処分を受けた者は本会に対して不服の申し立てをすることができる。

2項. 前項にかかわらず、本会の決定のうち日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲に該当する事項については、同機構の「スポーツ仲裁規則」、「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」および「特定 仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁またはスポーツ調停手続によって解決を図ることができる。 (業務の改善の求め)

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。

以上 2024 3/5 (一社) 日本 ITF テコンドー協会 倫理委員長 金省徳 作成